

古田史学の会・東海

東海の古代

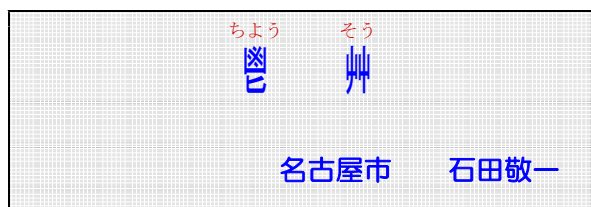
第164号 平成26(2014)年4月

会 長：竹内 強

編集発行：事務局 〒489-0983 瀬戸市苗場町137-10

林 伸禧 〈Tel&Fax：0561-82-2140、メールアドレス：furuta_tokai@yahoo.co.jp〉

ホームページ：http://www.geocities.co.jp/furutashigaku_tokai



1

『^{ろんこう}論衡』(王充^{オウジュウ}、1世紀成立)に、周の時代に倭人が^{ちようそう}鬯艸を貢ぐ話がでてきます。この^{ちようそう}鬯艸(以下本文中では「鬯草」と記述。)について、古田武彦氏は『邪馬一国への道標』^{*1}及び『倭人伝を徹底して読む』^{*2}の著書で論じられています。これを受けて、林俊彦氏は「倭人伝異説 津軽へ去ったヒノモトと鬯草」^{*3}で『魏志』倭人伝に奇妙な記述があることに気をとめられました。

最近気づいたのですが、^{ママ}魏史倭人伝に奇妙な一節があります。

「真珠・青玉を出す。其の山に丹有り。其の木には…楓香・有り。其の竹には…桃支。薑・橘・椒・ジョウカ有るも、以て滋味となすを知らず。」

日本の古い時代の自然状況を伝える貴重な資料、という能天気な解釈が一般的ですが、この文

章はあまりに変なのです。

(中略)

「滋味となすを知らず」。大変な指摘です。古代において、異邦の方が現地人よりもその土地の植物や食材に詳しいなんて信じられません。縄文以来、「滋味」に関わりなく「近隣の食べられるものは、季節に応じすべて食べる」のが食習慣の基本だったはず。しかも王充の『論衡』に次の記事があります。

周の時、天下太平、越裳白雉を献じ、倭人鬯艸を貢す。(巻八)

成王の時、越裳、雉を献じ、倭人^{ママ}鬯草を貢す。(巻十九)

白雉を食し、鬯草を服するも、凶を除く能わず。(巻八)

周の時代、鬯草を献ずるほど「草木のスペシャリスト」だったはずの倭人はどうしてしまったのでしょうか。「鬯草」の正体はわかりませんが、古田先生の推測によれば

「今後わたしにとっても追及すべきテーマですが、簡単にいえば香りのいい草、あるいは神に捧げる霊草という概念で、まず大きな狂いはないと思います。わたしの解釈を加えるなら、神酒にひたしたものと考えます。というのは、鬯という言葉が、お酒と関係して使われる例が中国ではありますし、鬯草を「服する」という言い方をす

*1 『邪馬一国への道標』古田武彦著、講談社、1978年

*2 『倭人伝を徹底して読む』古田武彦著、大阪書籍、1987年

*3 「古田史学会報」No. 17、1996年12月28日

るからです。内服薬の服ですから体に入れるわけです。ですから香りのついた神酒、屠蘇もその一種かも知れませんが、鬯草をひたしたお酒を飲んだのではないかと、いまのところ理解しています。ともかく香りのいい草で、神に捧げる靈草であることは確かでしょう。」（『倭人伝を徹底して読む』）

ということです。

かつて倭人は鬯草を周王朝に献上し、草木の専門家であることを誇りましたが、滋味を知らない倭人に一変してしまったと、林俊彦氏は主張されるとともに、鬯草は「香りのいい草で、神に捧げる靈草」であるとの古田氏の考えを紹介されています。鬯は、鬯草を浸した香りのいい祭祀用の酒であったとする古田氏の考えに私も同感です。

2

この鬯草について、江上波夫氏は中国の鬱林郡の鬱金で、ここに記述される倭人は江南近辺の倭人であるとされます。また、井上秀雄氏も、この記事の倭人は、日本列島で倭人が活躍する以前の日本列島外の倭人、すなわち江南の倭人であるとされます。このように江南に倭人がいたとする説^{*1}が主流になっていますが、それは、次の『説文解字』の記述の鬱人を倭人に読み間違えたことによるものではないかと思えます。この江上・井上説の読み間違いの根底には、縄文時代には周に朝貢できるような体制が日本にはまだ整っていないという思い込みがあります。稲作の起源が紀元前10世紀に遡ると考えられるようになってきた現在では、江上・井上説の根底にある思考の根拠は崩れてきたように思えます。

最古の部首別漢字字典といわれる『説文解字』^{せつもんかいじ}（許慎、西暦1000年成立）の卷六の鬯部には、次のとおり「鬱」の文字の説明があります。

鬱：芳艸也。十葉為貫，百升貫築以賁之為鬱。从臼、冂、缶、鬯；彡，其飾也。一曰鬱鬯，百艸之

華，遠方鬱人所貢芳艸，合釀之以降神。鬱，今鬱林郡也。

（中國哲學書電子化計劃『説文解字』、3183頁）

鬱：芳草なり。十葉で貫となし、百二十貫を築き、もって之を煮ると鬱となす。（その字形は）臼、冂、缶、鬯に従り、彡はその飾りなり。一に曰く、鬱鬯は、百草の華。遠方の鬱人の貢ぐ所の芳草。之を合釀し以て神を降ろす。

鬱、今は、鬱林郡なり。

（読み下しは筆者による。以下同じ。）

鬱は遠方の鬱人が貢いだ芳草で、之を合釀（複数の生薬を原酒に浸して成分を浸出させること）し、これによって神を降すとあります。そして通説では「鬱，今鬱林郡也。」の記述によって、鬱は中国南部にあった鬱林郡から貢がれた芳草で、この鬱人は倭人であると解釈されます。しかし、ここには、芳草である鬱を鬱林郡の倭人がもたらしたと記述されているわけではありません。

この『説文解字』^{せつもんかいじ}の文書の性格を考えるに、『説文解字』^{せつもんかいじ}の中の他の文字の説明を調べて確認します。『説文解字』^{せつもんかいじ}の卷十一の矢部の「吳」^{シヨク}の文字は、次のとおり説明されています。

吳：姓也。亦郡也。一曰吳，大言也。从矢、口。

（中國哲學書電子化計劃『説文解字』、6585頁）

吳は姓なり。また郡なり。一に曰く、吳は大言なり。矢と口に従る。

この説明にあるように、吳という字が姓という意味であったり郡という意味を持っていると書かれているものではありません。吳と記述されていれば、それは吳という中国人の姓や、吳という名称の郡のことを指すと記述されています。吳人、吳郡のことです。つまり、吳という字そのものが姓や郡という意味を持つということではありません。

これと同じように、鬱という字に芳草という意味があるのではなく、鬱は芳草のことを指すということです。また「鬱，今鬱林郡也。」

*1 『続・日本古代史の謎』江上波夫著、朝日新聞社、1975年
『任那日本府と倭』井上秀雄著、東出版、1973年

については、鬱と書かれていれば、『説文解字』の執筆時点では、芳草のことでなく、鬱林郡のことを指しますよと説明がなされているのだと思います。

芳草である鬱は、鬱人がもたらしたのは確かでしょう。ただ、この鬱人と鬱林郡を結びつけて、鬱は、鬱林郡からもたらされたと解釈するのは疑問です。いずれにしても『説文解字』に、鬱を鬱林郡の倭人がもたらしたとは書かれていません。

したがって、この『説文解字』の説明をもって、鬱人は、江南の倭人という井上氏らの主張はあたらなと思います。

つまり、『説文解字』によれば、鬱人がもたらした鬱を酒に浸したものが、神を降す酒ということに間違いはありません。ただし、ここでは、鬱と「鬯草」が同義語であると説明しているのではありません。鬱は芳草であると言っているのですから、鬱は「鬯草」の中の一つということです。

一方で、『論衡』には、先に示した林俊彦氏の記述にあるように、「鬯草」と記述されており、鬱と書かれているのではないことに留意すべきでしょう。

3

『説文解字』の卷六の鬯部には、次のとおり鬯の文字の説明があります。

鬯：以秬釀鬱艸，芬芳攸服，以降神也。从凵，凵，器也；中象米；匕，所以扱之。《易》曰：「不喪匕鬯。」凡鬯之屬皆从鬯。

(中國哲學書電子化計劃『説文解字』、3182頁)
鬯は、秬を以て鬱艸を釀す。芬芳で服するところ、もって神を降すなり。(その字形は) 凵に従り、凵は器なり、中には(黒黍の実を表す)米を象り、匕は之を扱いとる以所なり。『易経』に曰く、「匕鬯を喪わず」と。凡そ鬯の屬は皆鬯に従る。

「秬」は黒黍のことで、「鬱艸」は、「鬱」が芳草、「艸」は「草」の本字で「鬱」が鬱林郡のことではなく草であることを示すために添えた文字と考えられますので、「鬱艸」(以下鬱草

と記す。)は「鬱」の項で示したとおりの芳草のことです。「釀」すとは酒を造る意味ですので、「鬯」は、黒黍で造った酒に芳草を浸したものであるということになります。黒黍の酒は香りと粘りがあり、芬芳は香りが良いということです。これを服すると「神を降す」ことから、昂揚させたり興奮させる成分が入っているのではないかと思います。

つまり、鬯は、芳草を浸した黒黍の酒ということになります。

鬱が芳草であるのに対して、鬯は、草ではなく酒です。したがって、当然ですが、酒である鬯は、芳草である鬱と同一ではありません。鬱と鬯を混乱しがちですので、注意が必要です。一方、先述のとおり、黒黍の酒に浸す芳香のある草として、『論衡』には「鬯草」と記述されます。鬯は、酒ですから、「鬯草」は、鬯という酒に浸す草のことを指すことになります。この「鬯」と「鬯草」の語句の意味の違いをしっかりと理解しなければなりません。「鬯」は鬱草を浸した黒黍の酒であり、「鬯草」は、鬱草のようにその「鬯」に浸す芳草ですから、「鬯草」は、酒に浸す芳草の総称を指すことになりました。

つまり、江上氏や井上氏が示されるように「鬯草」が鬱金そのものというのは間違いで、「鬯草」は、芳草の総称を指すと理解すべきです。

ただ、鬱草は、その名称から推測するに鬱金の可能性を否定できないでしょう。鬱金には、神経を興奮させるカンファの成分がありますから「神を降す」という点で妥当性もあります。

「鬯草」が鬱金であるとするならば、この『説文解字』には、鬱草という語句があるので、同時代の史料『論衡』にも鬱草と表記されるはずですが『論衡』には鬱草ではなく「鬯草」と記述されています。したがって、私は、鬱草は「鬯草」の一つであるというのが正しい理解であると思います。

4

古田氏も指摘されているように、『論衡』の

編者である王充（西暦27年～1世紀末頃）も『漢書』地理志の編者である班固（西暦32～92年）も同じ時代の人物ですので、「倭人」と記述した場合、その倭人については、同じ認識があると思います。したがって、それぞれの史料の記事にある倭人は、古田氏が主張されるように同じ倭人を指すことに間違いはないでしょう。

つまり、江上・井上説に対し、古田氏が、『論衡』の倭人は、日本列島の倭人を指すとされることは、妥当です。ただ、日本列島の倭人だからという理由で、「鬯草」はただちに鬱金ではないと否定する表現は、誤解を招くと思います。先に示したとおり『説文解字』には、黒黍で醸成したところへ鬱草を浸した酒を「鬯」であるというわけですから、鬱草も「鬯草」の一つであるということだと思えます。

ところで、林俊彦氏が示された『論衡』の読み下し文は、前後の文章が省略されていることと、読み下し文のため、使用された文字にやや正確性に欠けるところがあります。あらためて新釈漢文大系『論衡』^{*1}により、該当部分を次の項で示し内容を確認します。なお、同書に記載される返り点等は省略します。

5

A 周之時、天下太平、[倭]人來獻暢草、暢草、亦草野之物也。與彼桑穀何異。如以夷狄獻之則爲吉、使暢草生於周家、肯謂之[不]善乎。夫暢草可以熾釀、芬香暢達者、將祭、灌暢降神。設自生於周朝、與嘉禾、朱草、蓂莢之類、不殊矣。然則桑亦食蠶、蠶爲絲、絲爲帛、帛爲衣。衣以入宗廟、爲朝服、與暢無異。何以謂之凶。

（新釈漢文大系『論衡』上、331頁）

周の時、天下太平、[倭]人來たり暢草を献ず。暢草もまた草野の物なり。彼の桑や穀と
いかに異なるのであろうか。夷狄、之を献ずるを以って吉と為すが如し。周家に生える暢草を使うに、肯て之を不善と謂うや。

夫れ暢草は織んに醸ずるを以て可とし、芬しき香を暢達する者は、將に祭りて暢を灌ぎ神を降ろす。設し周朝に自生すれば、嘉禾、

朱草、蓂莢の類と殊らずなり。然るに、則ち桑もまた蠶が食し、蠶は絲を爲し、絲は帛を爲し、帛は衣を爲す。衣を以て宗廟に入れば朝服と爲りて暢と異なるところ無きに、何を以てか之を凶と謂う。

[]の文字は、原文になく脱字です。[]で示された文字[倭]については、他の史料を参考に加筆されたもので、[不]は前後の文義から補われたものです。また、「鬯」に代わり「暢」の文字が使われています。『新釈漢文大系』には「暢」は「鬯」の借字と注釈されています。記述された趣旨は、暢草は野の草であって、桑や穀（楮）と変わらないのに、どうして夷狄が献ずる暢草を吉とし、周家に生える暢草は不善であると言うのかと批判する内容です。

さらに、暢草は、周の朝廷に生ずれば、嘉禾（祥瑞の禾）、朱草（蘇生の草）、蓂莢（こよみ草）の伝説となっている架空の草々の類と変わらないではないかと嘲笑しているようです。続けて、桑も朝廷において着る朝服となるので暢と変わらないのに、なぜ凶と言うのかと疑問を投げかけています。

Aは、重要な記述です。暢草は[倭]人がもたらした野草ですが、一方で、周家にも生えていることが判りますから、[倭]国のみに自生する植物ではないといえましょう。

また、暢草に対峙する例として、桑と楮があげられており、桑や楮は暢草ではないことがわかります。共通項として、どちらも衣料繊維となる植物であるとともに、薬効がありますので、暢草の条件は、衣料繊維になるとともに薬効がある植物ということになります。

なお、新釈漢文大系『論衡』では、「桑穀」を二文字で一種の植物「楮」と解釈していますが、後段に「桑もまた蠶が食し」とあって「桑」一文字で「桑」を示していますので「桑穀」で一つの植物と解釈するのは全く不審です。したがって「桑穀」は「桑」と「楮」の二種類を指していると解釈するのが適切であると思います。

万一「桑穀」を「楮」一種のみと解釈する

*1 新釈漢文大系『論衡』上・中・下、山田勝美著、明治書院、昭和51年

のだとしても、王充は、後段で蚕が食べて最終的には朝服にもなる「桑」は、暢草と変わらないので、なぜ凶とするのかと批判し、「桑」を暢草に該当しない例としてあげています。したがって、『論衡』の記述を信用するならば、「桑」は暢草にはなりえません。王充の先祖は、養蚕農家でしたので、この点について特に批判しているのであろうと思います。

『魏志』倭人伝に次の記述があります。

種禾稻、紵麻、蠶桑、緝績、出細紵、縑縑。

(中華書局版『三國志』／魏書／烏丸鮮卑東夷傳／東夷／倭、855頁)

禾、稻を種え、紵・麻、蠶桑を緝績し、細紵、縑縑を出す。

禾稻、紵麻を種えなどと読み下すのが一般的のようです。禾稻は稲、紵麻は苧麻、それぞれ1種類を意味するとの解釈です。たとえば、岩波文庫版^{*1}では、「禾稻、紵麻を種え、蚕桑緝績し、細紵、縑縑を出す。」(46頁)と訳されます。

しかし、稲だけで穀物が無いのは奇妙です。禾はアワやイネと読み、1文字のみで穀物の総称の意味もあります。稲は字のごとく稲を表します。当時稲だけを植えていたとするより、そのほかの穀物とともに稲も植えていたと理解する方が素直でしょう。また、紵は1文字のみで苧麻の意味があります。麻は1文字で大麻を表します。縄文土器の文様は、大麻の縄で付けられた跡でしょうから、苧麻のみではなく、大麻もあったとするほうが考古学に合致するでしょう。また、紵麻を種えるのではなく、紵麻は紡ぐほうにかかると考えられます。苧麻や大麻の繊維、これを紡いで細紵(緻密な麻布)にし、また蚕の繭で作る絹、これを紡いで縑縑(緻密な絹布)にするというように、それぞれを対応させながら記述されていると思います。

森浩一氏も、記事の解釈は異なりますが、このように禾、稻、紵、麻は、1文字ずつで一つの作物を示すとの考え^{*2}です。私は、読み下しに示したとおり、倭では穀物や稲を播種してお

り、また、紵・麻の繊維を紡いだ細紵と蚕の繭を紡いだ縑縑を産出するという意味であると思います。紵・麻と蠶桑のそれぞれに麻布と絹布を対応させて記述しているのです。

暢草については、私は、酒に浸して祭祈などに使う芳草の総称であると思います。

暢草は、酒に浸す芳草の総称であること以上のことはわかりませんから、倭人が貢いだ鬯草が具体的に何であったかを確定できません。ただ、可能性が高いものを想像することはできます。

あえて倭人が周の時代に朝貢した芳草がどんなものかを具体的に推測すれば、それは倭人が栽培していることが史料で確認でき、中国へもたすことができそうな芳草で、繊維になりうる草本ということになるでしょう。

正木裕氏は、2013年9月開催の「古田史学の会」の関西例会において、倭人が献じた鬯草は桑であったと考えられると論じておられます。しかし、先に示したとおり、桑は、暢草に対峙する植物の例としてあげられていますので、暢草には該当しません。

時代は下るものの、文献上は、『魏志』倭人伝の時代に栽培されていたと明確に記述されているのは、先に示したとおり紵・麻と桑です。

紵は、苧麻とも書き、葦麻科の多年草で、からむし、まお、からそ又はラミーと呼ばれます。広義の麻の種類の一つで主に衣料に使われます。また麻、つまり、大麻は桑科の一年草で、ヘンプとも呼ばれ、衣料やロープに使われます。

福井県三方町の鳥浜貝塚遺跡では、大麻で作られた縄類や種が出土し、縄文早期の1万2千年前の日本列島に大麻があったことが確認されています。

そもそも縄文土器の模様は大麻の縄により作られたものでしょうから、縄文時代早期から大麻は使われていたと考えられます。したがって、周の時代に倭人が鬯草を貢いだ頃には十分に大麻の栽培がなされていたと考えられます。また、弥生時代の唐古・鍵遺跡や桜ヶ丘・登呂遺跡においても大麻製の縄や織布が出土して

*1 『新訂 魏志倭人伝・後漢書倭伝・宋書倭国伝・隋書倭国伝—中国正史日本伝 (1)』石原道博編訳、岩波書店、1951年

*2 『日本の深層文化』森浩一著、筑摩書房、2009年

おり、山口県にある弥生時代前期の綾羅木郷あやらぎごう遺跡でもからむし苧麻製の布が出土しています。



若狭三方縄文博物館の展示より
(大麻をよってつくった縄)

また、大麻の花は、中国最古の薬草本である『神農本草経』にしんのうほんぞうきよう麻蕒まふんとして紹介されており、また、その種子、根、葉などは、難病に薬効があるとされます。そして、現代では、大麻はマリファナの名で有名で、葉や花に陶酔作用があります。これを酒に浸して飲めば、まさしく神憑りになると思いますから、罌草のイメージに相応しいでしょう。

文献上、考古学上から想像すれば、私は、周の時代に倭人がもたらした罌草は、大麻であった可能性が高いのではないかと思います。

6

B 周時天下太平、越裳獻白雉、倭人貢罌草、食白雉、服罌草、不能除凶。

(新釈漢文大系『論衡』上、576頁)

周の時、天下太平、越裳は白雉を獻じ、倭人罌草を貢ぐ。白雉を食らい、罌草を服するも凶を徐すこと能わず。

Aでは不明確であった[倭]人について、このBでは、間違いなく倭人が罌草を貢いだと記述されています。続けて、『論衡』の著者である王充オウジュウは、白雉や罌草で凶を除すなどということはないと批判しています。たいへん合理的な考えを示しています。

また、Aでは「暢草」の文字が使われていたが、ここでは「罌草」の文字が使われてい

7

C 白雉貢於越、暢草獻於宛、雍州出玉、荊、揚生金。珍物産於四遠幽遼之地、未可言無奇人也。

(新釈漢文大系『論衡』中、917頁)

白雉、越より貢がれ、暢草ア宛より獻ぜられる。雍州は玉を出し、荊州、揚州は金を生む。珍物が四遠、幽遼の地に参ずれば、未だ奇人は無いと言うべからざるなり。

Cの記述は、珍物が遠方から産出されるので、珍奇な人物がいないともいえないという意味でしょう。このあとに続けて孔子について長々と記述していることから、内容は、四方の他国人・物を珍重するのはいかがなものかと不合理を批判しているように思われます。その事例として越の白雉や宛の暢草があげられているのです。

ここでは、宛について、“鬱”とも書く。今の鬱林郡。”と注釈されています。宛は、鬱ア通仮字(煩瑣な字に同音の字を使う。)ということでしょう。このCでは、宛は、字のごとく、倭ではなく、また、倭人が暢草をもたらしたとも記述されていません。つまり、宛も倭と同じように暢草をもたらしたのだと思います。

8

D 成王之時 越常獻雉 倭人貢暢 幽厲衰微、戎狄攻周、平王東走、以避其難。至漢四夷朝貢。

(新釈漢文大系『論衡』中、1257頁)

成王の時、越常雉を獻じ、倭人暢を貢ぐ。幽厲が微し、戎や狄は周を攻め、平王は東走し、以て其の難を避ける。漢に至り四夷朝貢す。

このDの文章は、時代とともに中国に対する四夷の状況が変わったことを示している記述です。成王(周朝の第2代の王、紀元前10紀頃)の時には、越常が雉を獻じ、倭人が暢を貢いでいたが、幽王や厲王が衰えたときには、西戎

ほくてき
や北狄が周を攻めたため、平王は東走して難を避けた。そして漢の時代に至って四夷が朝貢するようになったとされます。

重要なことは、四夷の思想です。四夷とは中華に対する四方の異民族であり、ここでは、このうち南蛮の越常のほかに、西戎、北狄が記述されており、残るのは東夷です。したがって、中華思想からすれば、暢を貢いだ倭人は、東夷でなければなりません。鬱林郡の倭人では南蛮になってしまうので、ありえないでしょう。つまり、このDの倭人は、東夷の倭人であることを裏付けています。

なお、ここでは暢草ではなく、暢と記述されているので、文字を厳密に理解するのであれば、草を貢いだのではなく、芳草を浸して醸した酒を貢いだと理解しなければなりません。となると、倭には酒の原料となる黒黍もあったということになるでしょう。

9

さらに続けて、林俊彦氏は、次のとおり大胆な仮説を示されました。

つまり卑弥呼の時代の倭人たちは移住者だったのです。張政の出会った倭人達は、周朝に鬯草を献じた倭人とは別グループだったのです。そう考えてのみ陳寿の記述は理解できます。では彼女たちはいつ博多湾岸にやってきたのでしょうか。鬯草を知る倭人たちはどこへ消えてしまったのでしょうか。

林氏は、これらの疑問を追求するのに、古田氏が『東日流外三郡誌』^{*1}についての、次の分析を手がかりにしています。

- 安日彦、長髓彦の兄弟は、博多湾岸の「ヒノモト」から、その地名をもって西から東へ、つまり筑紫から津軽へ移動した。
- その博多湾岸には「ヒノモト」の地名が豊富に残り、板付の真ん中が「ヒノモト」であるが、この地帯では、弥生中期以降、プツリと水田が消滅している。
- 一方で、東北地方で一番早く稲作の水田が

登場し発達したのは、津軽であった。つまり安日彦ら兄弟は、稲をたずさえて「東日流」に移動した。

この古田説を踏まえて、林氏は次のように仮説をたてます。

- ① 縄文時代から中国に朝貢して来た倭人は、筑紫の地に「日本」を建国した。
- ② 「日本」の倭人は、鬯草を献上するほど草木に詳しかった。
- ③ 「日本」の倭人は周朝から稲作を学び発展した。
- ④ 「天孫降臨」を契機として、「日本」は倒れ、「倭国」ができた。
- ⑤ 「日本」の倭人は、稲や鬯草とともに筑紫を去った。
- ⑥ 今も東北に鬯草が生きているのではないか。

林俊彦氏の大胆な仮説は、古田氏の分析を踏まえた大変興味深い仮説だと思います。『魏志』倭人伝の「有薑橘椒藁荷不知以爲滋味」に注目し、倭人は、周の時代には鬯草を知っていたのに、魏の時代には、薑、橘、椒、藁荷の滋味がわからなくなっていたことに疑問を投げかけたのです。

これら、薑、橘、椒、藁荷は、それぞれ生姜、橘、山椒、茗荷であり、現在でも主に薬味として利用されています。ただ、周の時代に鬯草を知っていた倭人が、魏の時代にこれらが栄養豊富でおいしいことを知らなかったとしても驚くべき事ではないでしょう。鬯草とこれらの薬味は直接関係しません。また、林氏は、②として倭人は草本に詳しかったとされますが、本当に詳しかったのか定かではありません。

したがって、私は、林氏の①、③、④については同意しますが、②と合わせて⑤の鬯草とともに筑紫を去ったとするのは疑問に思います。

『魏志』倭人伝には、薑、橘、椒、藁荷の滋味がわからないと記述されていても、鬯草を知らないとか、鬯草が消え去ったと記述されているわけではありません。ただ、安日彦が東北に移動したストーリーの中で、鬯草について論

*1 『東日流外三郡誌』1～6巻、補巻。小館衷三・藤本光幸編、北方新社、1985～1986年

じられたところは一考に価すると思います。

10

中国で呼ばれる植物名は、和名即ち日本の植物名とたびたび異なることがあるようです。

先に示した『魏志』倭人伝の記事「**有薑橘椒 藁荷不知以爲滋味**」の中に橘の記述があります。たとえば、その橘が柑橘類の橘であるのかどうかは確認が必要です。中国史料の橘が日本側の史料の橘と同一か確認します。

『日本書紀』の皇極天皇三年（644年）に次の記事があります。

此蟲者、常生於橘樹、或生於曼椒。曼椒、此云褒曾紀。其長四寸餘、其大如頭指許、其色緑而有黒點。其完全似養蠶。

（日本古典文学大系『日本書紀』下、331頁）

此の虫は、常に橘の樹に生き、或いは曼椒に生きる。曼椒、此を褒曾紀と云う。その長さ四寸余、その大きき頭指許りの如く。その色は緑にて黒点有り。そのかたちは全く養蚕に似る。



(<http://www.nippon-kinunosato.or.jp/gakushu/>、<http://blog.livedoor.jp/veritedesu/archives/1898428.html>を編集)

橘の木や或いは曼椒(山椒)に生きている虫が、蚕によく似た虫であるとされます。その形は蚕に似て、緑色で黒点のある虫と記述されますから、アゲハ蝶の幼虫、いわゆる青虫でしょう。これは、キアゲハの幼虫と思われます。

アゲハ蝶の幼虫である青虫は、ミカン、ナツミカン、キンカン、レモン、カラタチ、ユズ、サンショウなどミカン科の植物の葉しか食べません。となると、この青虫の記事は、書紀に記す橘が、やはり柑橘類であることを裏付けるように思います。

11

橘は、柑橘類であることがわかりました。それでは、中国の文献にある鬱金は、日本で言うところの鬱金でしょうか。実は、中国名の鬱金と和名の鬱金は、異なる植物です。さらに中国名と和名では、種類が逆転していますので、注意が必要です。中国名の鬱金は、和名の薑黄、すなわち春ウコンということになり、和名の鬱金は、中国名の薑黄、すなわち秋ウコンということになります。したがって、これまで述べてきた鬱金は、春ウコンということになります。

鬱金と薑黄について、9ページの表のとおり整理しました。

12

以上をまとめると、次のとおりです。

- (1) 鬯は、黒黍で醸造した酒に鬯草を浸した香りのいい酒である。
- (2) 鬯草(暢草)は、酒に浸して祭祈などに使う芳草の総称である。
- (3) 鬯草は中国にも生えており、倭のみで採れるものではない。
- (4) 鬱は芳草であり、鬯草の一つである。
- (5) 鬱は中国名の鬱金、和名の薑黄であろう。
- (6) 鬯草の条件は、『論衡』によれば、衣料繊維になるとともに薬効がある植物であるが、桑や楮は鬯草ではないとされる。
- (7) 一方で『魏志』倭人伝に大麻や桑の栽培記事があるほか、考古学では縄文早期の日本

列島に大麻があったことが確認されている。
 (8) 以上から推測するに、倭が朝貢した鬘草は、大麻と思われる。

表 1

中国名	鬱金 <small>うこん</small>	薑黄 <small>きょうおう</small>
和名	キョウオウ (薑黄)	ウコン (鬱金)
通称	春ウコン	秋ウコン
開花	春	秋
英名	wild turmeric	turmeric
学術名	Curcuma Aromateca Salisbury (クルクマ・ アロマティカ)	Curcuma Long Linn (クルクマ・ ロンガ)
科	キョウオウ科	ショウガ科
属	クルクマ属	ウコン属
花の色	頂点小花とも 紅色・淡桃色	頂点は白 小花は薄黄色
香気	有	あまりない
根茎	鮮やかな黄色、 ヒゲなし	濃い橙色 細長いヒゲ
葉裏	細毛有り	毛は無い
主成分	クルクミン0.3% 精油成分 6.0% ミネラル 6.0%	クルクミン3.6% 精油成分 1.0% ミネラル 0.8%
主用途	生薬、健康食品	香辛料、着色料、 健康食品

「法興」年号に関する考察

一宮市 竹嶋正雄

はじめに

法興年号は『伊予国風土記』と『法隆寺金堂釈迦三尊像光背銘』に見られる年号である。年号とは、時の為政者が権威を示すために年代につけた呼び名である。我国の年号の始まりは、『日本書紀』孝徳即位前紀、皇極4年6月の条に

天豊財重日足姫(皇極)天皇四年を改めて大化元年とする。

の「大化」が最初とされている。しかし、この「法興」は『日本書紀』には見られない年号である。

では、この法興と呼び名をつけた、時の為政者とは「誰であろうか？」を検証してみた。

結果、「蘇我馬子宿禰」であるに至ったので、以下報告する。

1. 「法王」「法皇」とは誰のことか

『伊予国風土記』と『法隆寺金堂釈迦三尊像光背銘(以後「三尊光背銘」という。)』に見られる仏法への貢献度の大きいことを讃えた「法王」「法皇」の名称は蘇我馬子宿禰と厩戸皇子のどちらに与えられた称号かを検討する。

蘇我馬子宿禰は敏達元年(572)に大臣に就任以来、『日本書紀』が伝える推古34年(626)薨去するまでの55年間の長きに渡り、仏法の布教と発展に多くの妨害を乗り越え、尽力してきたのである。

一方、厩戸皇子が仏法に寄与したのは、蘇我馬子が起こした物部守屋討伐に若干14歳で従軍した、用明2年(587)から斑鳩宮で薨じた推古29年(621)までの35年間であり、さらに本格的な活動は推古3年(595)に来朝し帰化した高麗の僧慧慈を師とした時

からで27年間である。つまり、蘇我馬子の半分の期間である。

蘇我馬子に於いては、信奉初期に物部守屋・中臣勝海に妨害されたり、善信尼ら三尼僧を百済国へ派遣し法戒を学ばせたり、と苦勞の末に飛鳥に仏殿を建てるに至ったのである。それが法興寺である。

厩戸皇子は推古天皇の庇護の下、来朝帰化した高麗、百済の僧を師とし、天皇の求めに応じて、勝鬘経・法華経を講じるなどと順調な信奉ができたのである。

こうしてみると、法王・法皇の称号は蘇我馬子に与えられ、名乗る方が良いと考える。

2. 「上宮」とは誰のことが

次に「上宮」の呼称について検討してみる。上宮の呼称は厩戸皇子のものとされている。

それは、書紀の推古元年4月の条に

父の(用明)天皇は(皇太子を)愛されて、宮の南の上殿に住ませられた。それゆえ、その名を称して、上宮厩戸豊聡耳太子と申し上げた。

とあることによる。

つまり、皇子は、幼年期に「宮の南の上殿」に住んでいたことにより「上宮」と呼ばれたのである。

それでは「宮」とはどこか。それは用明天皇の即位前の住居であるので、池辺双槻宮ではない。

そして、その宮の南で、地形的に高い所にある殿に、厩戸皇子は住んでいたのである。では、この殿は何処にあったか。厩戸皇子の母は穴穂部間人皇女であり、蘇我稲目の娘・小姉君の子である。それは蘇我馬子の姪ということでもある。よって、厩戸皇子は、幼年期から成人までの間(574～587)は母とともに馬子の保護の下、馬子の館の敷地内に住んでいたと考える。

この館が馬子が稲目の館を引き継いだとすれば、欽明13年(552)10月の条に

天皇より、百済の聖明王より贈られた仏像を授けられ、蘇我稲目は小墾田の家に安置した。また、向原の家を寺とした。

とあるので、明日香村豊浦の甘樫丘の北側にあったと思われる。したがって、用明天皇の即位前の館は現在の小墾田宮跡地あたりにあり、厩戸皇子の住居は、その館の南の高台である甘樫丘の北麓にあったと考えるのである。

一方、蘇我馬子の館に関しては、敏達13年(584)9月の条に

百済から鹿深臣が弥勒の石仏一軀を、佐伯連が仏像一軀を持ち帰った。蘇我馬子が二軀を請け、仏殿を家の東方に造営し、弥勒の石像を安置した。

とあり、また崇峻元年(588)の条に

飛鳥衣縫造の先祖樹葉の家を壊して、法興寺を創建した。

とある。この法興寺が現在の飛鳥寺であり、この寺の丈六仏(飛鳥大仏)の石座が弥勒石像の台座であるとされているので、馬子が造った仏殿は飛鳥寺の北側で飛鳥川の東岸付近にあったと思われる。つまり、馬子の家は飛鳥寺北西、飛鳥川の西岸の甘樫丘の北麓にあった。

この他、蘇我馬子は敏達14年(585)2月の条で

塔を大野丘の北に建てた。

また、崇峻3年(590)の条に

百済から帰国した学問尼善信らを桜井寺に住まわした。

とある。この大野丘は甘樫丘であり、桜井寺は豊浦寺であるので、「馬子の家は甘樫丘北麓に在った。」ことをより明確に示している。

つまり、厩戸皇子が上宮と称されるに至った「南の上殿」は、蘇我馬子の館内にあり、館全体が「上宮」と呼ばれていたと考える。後に息子の蘇我蝦夷が甘樫丘の上に館を造り「上の宮門」と称したとあるので、館は丘の頂までには至っていなかったにしても中腹まで建ち並び、「上宮」と称されるに相応しかったかもしれない。即ち、蘇我馬子が「上宮」と呼ばれていたのである。

これには傍証がある。それは皇極元年(642)の条に蘇我蝦夷の専横の記事がある。それは

蝦夷と入鹿親子が自分たちの墓を造るにあたり、

上宮の乳部の民を全て集め、墓地の労役に使った。これに対して、上宮大娘姫王は憤慨したという内容である。「乳部」とは皇子女の出産・養育の仕事に従う人の集団である。つまり、皇子女の養育費用を担う集団である。そして「上宮」とは聖徳太子とされ、「上宮の乳部」は聖徳太子の乳部とされてきた。しかし、聖徳太子は推古29年(621)に48歳で死去している。21年も前のことである。しかも、「乳部」とは幼児養育費のことであり、成人すれば改称される部であるから、太子の生前には改称され、残っているはずがない。

では、「上宮」とはだれか、「乳部」を受けるのはだれか、「大娘姫王」とはだれか、ということになる。

上宮は聖徳太子ではなく蘇我馬子であり、大娘姫王は馬子の娘・法提郎媛であり、乳部の主は先帝である舒明天皇の皇子・古人大兄皇子である。

3. 蘇我氏一族は蘇我王家であった

以上、検証してきたように、『伊予国風土記』、『三尊光背銘』にある「法王大王」・「上宮法皇」とは、蘇我馬子宿禰大臣であることが実証できたのである。馬子は大王・法皇と自らを呼び、年代には「法興」と号たりしていることからすると蘇我氏一族は蘇我王家を意識

していたと考えられる。

そのことは、馬子が崇峻天皇を弑殺したり、蝦夷が天子の行事とされる「八佾の舞」を催したり、入鹿に紫冠を授けて大臣の位になぞらえたり、蝦夷の家を上宮門・入鹿の家を谷の宮門と呼んだり、と数々の王家を意識した振る舞いに見られる。

これが皇極4年(645)6月に中大兄皇子らに誅殺された起因と思われる。(乙巳の変)

4. 法興年号を考える

これを踏まえて『伊予国風土記』、『三尊光背銘』の内容を検討してみる。

まず、「法興年号」であるが、法興寺の創建に由来すると考えられる。法興寺の創建年譜は、書紀から整理すると表1のとおりである。

これを見ると実際に法興寺の造営が始まったのは、崇峻3年10月に伐採され、運び込まれた木材が法興寺の柱として刻み始められた崇峻4年(591)と読み取れる。但し、崇峻3年の時点では寺の名前はまだ無かったと考える。この年3月に百済から学問尼善信らが帰国した。彼女らは帰国報告として、三宝の興隆と年号の意義を説いた。そのことにより、蘇我馬子は寺名を法興寺とし、新に法興年号を起こしたと考える。因って、蘇我王家で法興元年(591)が始まったのである。

表1 法興寺造営年表

西 暦	年号	年	月	記 事
587	用明	2	7	馬子は守屋討伐時、寺塔の建造を誓願し、戦勝後飛鳥に法興寺を起こした。
588	崇峻	元	一	馬子は百済僧に受戒法を尋ね、法興寺を造り始めた。
590		3	10	山に入って寺の建造資材を伐った。
592		5	10	大法興寺の仏堂と歩廊が起きた。
593	推古	元	正月	仏舍利を法興寺仏塔の心礎の中に納めた。翌日、仏塔の心柱を建てた。
596		4	11	法興寺造営終わる。

5. 伊予国風土記の碑文

次に、『伊予国風土記』の内容であるが、伊予国風土記逸文は二史料に見られ、史料の該当記事で違いを見ると、表2のようである。

上記のよう、相違箇所は『伊予日本紀』の「聖徳皇」「恵総僧」と『萬葉集註釈』の「聖徳皇子」「恵慈僧」であるが、問題の法興年号を持つ碑文が記載されている前田家本『伊予日本紀』の内容を検討する。

まず、聖徳皇であるが、「皇子」ではなくて「皇」とある。「皇」は国音で「すめらぎ」で天皇の古語である。ここでも上宮・馬子は聖徳皇、即ち聖徳天皇と称している。

次に、高麗恵総僧であるが、『萬葉集註釈』では聖徳皇は聖徳皇子の誤りであるとし、上宮聖徳皇子は厩戸皇子であるので、恵総も皇子が師とした恵慈の誤りとして改変されたものとする。

では、恵総とはどのような僧であったかを探してみる。法興寺の創建構想が始まった、崇峻元年(588)の是年の条に

百済国は使者と僧恵総・令斤・恵寔らとを併せて派遣して、仏舍利を献上した。百済国は恩率首信……らを派遣朝貢し、併せて**仏舍利、僧聆照律師……ら**を献上した。

とある。百済国から二組が別々に派遣されてきたように見えるが、先の百済国は高麗国の間違いと考える。それは、先の百済国の派遣内容が、後の百済国の派遣内容に比べ貧弱なものである。数名の僧侶が急ぎ来朝しなければならないような情勢ではなかったはずである。これは高麗

麗国の誤りであると考えて間違いない。そして、上宮馬子は恵総を師としたと考える。

『伊予日本紀』で引用した碑文には、法興年号に続いて

我法王大王与恵念法師及葛城臣……

とあり、この恵念の念は総の偏を省いたものであり、慈の略字ではない。

最後に随行者が葛城臣であったのは、蘇我氏の本貫が葛城県であり、深い繋がりのためである。本貫が葛城県であったことは、推古32年(624)10月の条に

大臣、天皇に奏上して

「葛城県は、もともと私の生れた土地です。それ故、その県に因んだ姓名を付けております。……」

で判る。

このように、法興六年(596)十月に伊予国の道後温泉に行幸して碑文を残したのは、厩戸皇子ではなく、蘇我王家の馬子天皇と恵総、葛城臣らである。

6. 法隆寺金堂釈迦三尊像光背銘

『三尊光背銘』の内容での問題点は、法興元廿二年(622)二月廿二日に

法皇登遐(法皇死去した)

とあることである。上宮法皇が厩戸皇子であるなら、推古29年(621)2月5日の条に

夜半厩戸皇子が斑鳩宮で薨去された。

とあり、一年早い死去となり合わない。上宮法皇を蘇我馬子とすると、同34年(626)5月20日の条に

大臣が薨じた。そこで桃原墓に葬った。

とあり、全く合わない。

表2 伊予国風土記逸文(抜萃)

文献	掲載箇所	記	事	備考
伊予日本紀 (卜部兼方)	卷十四 幸于伊予温湯宮	上宮聖徳皇	為一度及侍高麗恵総僧葛城臣等	前田家本
萬葉集註釈 (仙覚)	卷第三 3・332番歌	上宮聖徳皇子	為一度及侍高麗恵慈僧葛城臣等	時雨亭文庫本 仁和寺本

よって、この法皇が誰か判らず、「法隆寺金堂釈迦三尊像」が誰のための供養仏像であるか、謎とされてきたのである。

しかし、前述のように、上宮法皇は蘇我馬子であると判明させたのであるからこれに則り、書紀の記事を見直してみよう。

先の同34年の大臣蘇我馬子の死亡記事は

大臣薨仍葬桃原墓

と記されている。ここの「仍」を『漢和大字典』で引くと

(副)かさねて:もとの物事につけ加えるさま

とある。これにより、この文を現代語訳にすると

大臣の薨去にかさねて、桃原墓に葬った。

となる。即ち、

蘇我馬子大臣の以前の死去に加えて、さらに桃原墓に葬った。

のである。つまり、桃原墓に改葬したのである。

では、いつ死亡したか。それは三尊光背銘にある法興32年(622)2月22日である。そして、これは桃原墓(馬子の墓とされる飛鳥石舞台古墳)が4年の歳月をかけ、完成したので、改葬したことを意味している。

もう一つ馬子の墓に関する記事が、舒明即位前紀での推古36年(628)の条に

数日後、蘇我氏の諸族どもが全員集まって、嶋大臣のために墓を造り、墓所に宿っていた。この時、摩理勢臣は墓所の廬を壊して、蘇我の田家に退いて出仕しなかった。

とある。この「嶋大臣のために・・・」の部分の書紀の原文には

為嶋大臣造墓而次于墓所

と記してある。これを現代語訳にすると

嶋大臣のために墓を造った。そして、その墓所に宿っていた。

となる。つまり「以前に墓を造った。」のであり過去完了形である。そして、ここの記事の意味は、蘇我氏の諸族が全員集まって、推古32年(622)に死去した蘇我馬子の七回忌法要を行っていたのである。

7. まとめ

以上、検証してきたように、「法興年号」は大倭の大王家を意識していた蘇我氏の惣領・馬子宿禰が「法興寺」の創建と命名とに因んで起こした年号である。

前回に引き続いて掲載します。

○159号(平成25年11月)

1 はじめに

2 咸亨元年(670年)の遣唐使

○161号(平成26年1月)

3 白雉4年の遣唐使

○162号(平成26年2月)

4 白雉5年の遣唐使

九州王朝の遣唐使(その4)

名古屋市 佐藤章司

5、齊明5年の遣唐使

1)『日本書紀』から

①齊明天皇五年(659年)三月十七日の条
甘樞丘(注1)の東の川原に須弥山を造って、陸奥と越の国の蝦夷を饗応された。

(講談社文庫『日本書紀』下、206頁)

②齊明天皇五年(659年)秋七月三日の条
小錦下坂合部連石布・大仙下津守連吉祥を唐に遣わした。その時、陸奥の蝦夷、男女二人を唐の天子にお目にかけた。

(講談社文庫『日本書紀』下、207頁)

齊明天皇五年(659年)の遣唐使に同行した蝦夷は津軽の蝦夷であり、津軽や越の蝦夷は陸路ではなく、日本海の海路を南下して筑紫に立ち寄って、饗応を受けた後に九州王朝の使者の坂合部連石布・津守連吉祥らと合流し、唐に向かったのである。

これに続いて、「難波吉士男人(注2)の書」

には、

大唐に向かった大使（坂合部連石布*1）は島に衝突して転覆した。副使（津守連吉祥*2）が天子にお目にかかり、蝦夷をお見せした。蝦夷は白鹿の皮一、弓三、箭八十を天子に奉った。

（講談社文庫『日本書紀』下、209頁）

（齊明5年秋7月3日条細書。*1・*2は佐藤の加筆）

と、記述されている。『日本書紀』本文の

蝦夷、男女二人を唐の天子にお目につけた。

（講談社文庫『日本書紀』下、207頁）

は『日本書紀』編纂者の品位と認識を疑うような記述であるが、本来は「難波吉士男人の書」の内容の方がより真実であろう。

2) 中国史料からの検証

①『唐会要』蝦夷国伝

蝦夷 海島中小国也 其使至鬚長四尺 尤善弓箭 挿箭於首 令人載瓠而 数十步射之 無不中者 顯慶四年十月 随倭国使至入朝

（中華書局版『唐会要』1792頁）

蝦夷。海の嶋の中の小国である。その使者は鬚の長さ四尺。最も弓箭に優れている。首に矢を挿し、人に瓠を載せて立たせ、数十歩の先からこれを射ったが、当たらないものはなかった。

顯慶四年(659年)十月、倭国の使者に随行して入朝した。

（口語訳は筆者による。）

②『新唐書』日本伝

明年 使者與蝦夷人偕朝 蝦夷亦居海島中 其使者鬚長四尺許 珥箭於首 令人載瓠立 数十步射無中

（中華書局版『新唐書』6208頁）

明年、使者と蝦夷人とともに入朝した。蝦夷も又海島中に居んでいる。その使者は、鬚の長さ四尺ほどもあった。箭を首にはさみ、人をして瓠を載せさせ、数十歩たつて射ったが当たらないものはなかった。

天子の目前で矢を射る技術の高さを披露したのである。特にその印象が強かったのであろう。

この様子は「伊吉連博徳（注3）の書」でも記載されている。

蝦夷国の唐への入朝は『日本書紀』・『唐会要』とも659年と共通し、齊明天皇五年七月（659年）に倭国の首都である筑紫を出発して、3ヶ月後の十月に倭国の使者と共に入朝している。この倭国とは『旧唐書』と同じ倭国であり、九州王朝の遣唐使で間違いなからう。

小錦下・大仙下の冠位は天智天皇三年の冠位制度であって、『日本書紀』編纂者の混乱があり、誤記であろう。本来は大化5年（650年）の「冠位19階」の冠位であり、「小花下・大山下」である。

3) 九州王朝と蝦夷

齊明天皇二年（656年）の条

吉野宮を造営された。

（講談社文庫『日本書紀』下、197頁）

上の吉野宮は大和の吉野ではなく佐賀の吉野である。『日本書紀』持統紀の下に記す「1）～2）」の間の31回の吉野行幸は、34年遡った九州王朝の天子の九州肥前（佐賀）における軍事視察である。^{*1}

これを最初と最後の吉野行幸を検証してみると

(1) 持統3年（689年）春正月十八日の条
天皇は吉野宮においでになり、21日吉野宮より帰られた。（18～21日）の4日行程

（講談社学術文庫『日本書紀』下、319頁）

持統3年（689年）を34年遡ると689-34=655年となり、34年前の『日本書紀』齊明天皇元年（655年）を見ると、秋七月十一日の条

難波の朝では、北（越）の蝦夷99人、東（陸奥）の蝦夷95人に饗応された。同時に百済の調使150人にも饗された。なお柵養の蝦夷9人、津軽の蝦夷に6人に冠位それぞれ二階を与えられた。

（講談社学術文庫『日本書紀』下、198頁）

なお、岩波文庫『日本書紀』四では「北の蝦夷とは越ぞ」とあり、柵養の蝦夷のこ

*1 『壬申大乱』（古田武彦著、東洋書林、2001年10月）「第一章まぼろしの吉野」参照

と

・「東の蝦夷とは陸奥^{みちのく}ぞ」とあり、津茹の蝦夷のこと（岩波文庫『日本書紀』四、332頁・細書）

と、記述されている。

この越・陸奥に与えた冠位は九州王朝の制定した「冠位19階」である。饗応と冠位の授与は筑紫にあった難波長柄豊碕宮での饗応ではなかったか。白雉三年（652年）豊碕宮が完成してから3年後のことである。齐明天皇は九州王朝の天子であり、九州王朝の首都である倭京の難波長柄豊碕宮（豊碕宮）で統治していた。これが難波の朝^{みかど}である。ここで九州王朝の制定した冠位を蝦夷に授与されたものであり、又、百済国との外交は百済国が滅亡するまで一貫して九州王朝が外交を行っていたのである。その百済の調使と越と津軽の蝦夷を難波長柄豊碕宮で饗応した。倭国（九州王朝）と蝦夷との蜜月状態が続く。

前後するが

①持統天皇二年冬十一月五日の条

蝦夷百九十余人が調を背にして誅をした。

②同上十二月十二日の条

蝦夷の男女二百十三人に、飛鳥寺（注4）の西の槻の下で、饗を賜った。冠位を授けてそれぞれに物を賜った。

③持統天皇三年、春一月三日の条

務大肆陸奥国置賜郡の柵造の蝦夷の脂利古の子、麻呂と鉄折が鬚や髪を剃って沙門になりたいと願い出た。（僧尼は課役の免除がある）詔して「麻呂らは年若いが優雅で物欲が少なく、菜食をして戒律を守るようになった。所望通りに出家修行するがよい」と、いわれた。

④春一月八日の条

この日、越の蝦夷の僧道信に、仏像一軀・灌頂幡・鐘・鉢各一箇、五色の綵各五尺・綿五屯・布十端・鍬十枚・鞍一具を賜った。

⑤秋七月一日の条

陸奥の蝦夷僧自得が願い出ている、金銅薬師仏像・観世音菩薩像各一軀、鐘・沙羅・宝帳・香炉・幡などを授けられた。

⑥七月二十三日の条

越の蝦夷八釣魚らに物を賜った。

（講談社学術文庫『日本書紀』下、318・319・322頁）

①～⑥の持統二年・三年の蝦夷記事も、「吉野行幸」と同じく34年遡った記事であると仮定すると齐明天皇元年（655年）の九州王朝と蝦夷のこととなる。とりわけ「仏教」を通して、より一層の緊密な関係を築いていったことが、見えてくる。

(2) 持統十一年（697年）夏四月七日の条
吉野宮においでになった。14日吉野から帰られた。（7日～14日）の8日行程。

（講談社学術文庫『日本書紀』下、346頁）

持統十一年（697年）を34年遡ると697-34=663年は白村江の戦いを前にした九州王朝の天子の九州肥前（佐賀）における軍事視察である。

この吉野宮と九州王朝の都城は至近距離（18～21日の行程）と（7～14日の行程）にある。そうでないと、上に記した(1)、(2)の視察など日程的に出来ない。この意味で、摂津の難波にある「難波宮」が九州王朝の首都であるとする説には無理がある。「天子は筑紫にいる」である。

持統紀の31回の吉野行幸のうち、持統三年と持統十一年の34年遡りを概略、検証したが、他の29回の吉野行幸は「九州王朝の遣唐使」とは別のテーマで検証する予定である。

4) 『二中歴』の九州年号から検証

『日本書紀』齐明紀には

①大和王朝の大王であり、天智・天武天皇の母親に

②九州王朝の天子記事である、遣唐使の派遣・蝦夷国との外交、三韓（百済・新羅・高句麗）の外交等を加え、記述されている。

齐明七年（661年）秋七月二十四日の条
天皇は朝倉宮に崩御された。

（講談社学術文庫『日本書紀』下、217頁）

と『日本書紀』に記述されている齐明天皇は九州王朝の天子であり、先の崩御記事は九州王朝「史書」類からの盗用である。

これを「九州年号」から検証すると齐明七年

は『二中歴』記載年号では「白雉」九年であり、齊明天皇（ここでは『日本書紀』の記述に従って齊明天皇と記す。）の跡を引継いだ天皇（天子）が即位して「白鳳（661～683年）」と、改元した。

また、野中寺彌勒菩薩像台座銘文^{*1}にある丙寅年（666年）の中宮天皇は白鳳時代を統治した九州王朝の女性天皇ということになる。

更に言えば『日本書紀』白雉五年（654年）

天皇は正殿（難波宮）で崩御された。

（講談社学術文庫『日本書紀』下、217頁）

と記す孝徳天皇は崩御されたにも係わらず、白雉（652～661年）年号はその後661年まで続いている。これは九州王朝の天皇ではなくて、大和王朝の大王であり、死した難波宮は大和王朝の宮室ということになる。

白雉四年・白雉五年・齊明五年の遣唐使は白雉年間を統治した九州王朝の天子が派遣した遣唐使なのだ

5) 大和（朝廷）王朝と蝦夷

『続日本紀』から

- ・和銅二年（709年）三月五日の条

陸奥・越後二国蝦夷は、野蛮な心があって馴れず、しばしば良民に害を加える。そこで使者を遣わして、遠江・駿河・甲斐・信濃・上野・越前・越中などの国から兵士などを徴発し、左大弁・正四位下の巨勢朝臣麻呂を陸奥鎮東大將軍に任じ、民部大輔・正五位下の佐伯宿禰石湯が征越後蝦夷將軍に任じ、内蔵頭・従五位下の紀朝臣諸人を副將軍に任じて東山道と北陸道の両方から討たせた。

- ・同年八月二十五日の条

征越後蝦夷將軍正五位下の佐伯宿禰石湯・副將軍従五位下の紀朝臣諸人が征討を終わって入朝した……

（講談社学術文庫『続日本紀』上、109・112頁）

このように九州王朝滅亡後、大和王朝による陸奥と越の平定と侵略が行われた事がわかる。陸奥は東山道から、越後（越前・越中は既に降伏していたのであろう。）の侵略は北陸道を進

んで平定を果たした。いずれも陸路からの平定と侵略である。大和王朝は内陸国家であり、九州王朝は天「あま＝海人＝阿每」が示すように海洋国家であった。蝦夷は九州王朝とは親密な関係を築いていたが、大和王朝とは敵対する関係となって、その支配を嫌った。このように、「九州王朝は確かに実在していた」ことを視野に入れないと古代史の真相は明らかにできないであろう。

（注1）甘樞丘

甘樞丘は蘇我蝦夷・蘇我入鹿親子の館のあった場所とされ、滅亡する際に天皇記や国記を焼いたと記述されている。大和にも筑紫にもある地名となるが、「乙巳の変」は「大化の改新」と共に見直しが必要とされている。本来の地は「甘樞丘の東の川原に須弥山を造って、陸奥と越の国の蝦夷を饗応された」と記されているように「乙巳の変」は筑紫に求めるべきであろう。飛鳥の甘樞岡東麓遺跡（奈良県）の発掘結果、その館跡は出現していない。

（注2）難波吉士男人

白雉四年（653年）の遣唐使で大使の吉士長丹、副使の吉士駒等の九州王朝内において外交関連において重きをなした一族であろう。推古天皇十六年（608年）の遣隋使、実際は推古天皇二十八年（620年）の遣唐使であるが小使の吉士雄成がいる。親子かその一族であろう。その豊富な経験と知識を買われて、齊明天皇五年（659年）の遣唐使の一員に任命されたのである。

（注3）伊吉（伊岐）連博徳

九州王朝の臣下である。後に、文武四年（700年）、遣唐使の経験を買われて、律令撰定に直広肆の冠位で参加し、大宝元年（701年）には従五位下となり、九州王朝の臣下から大和朝廷に転進している。

（注4）飛鳥寺

飛鳥の地につくられた寺であるので飛鳥寺とよば

*1 洞田一典著「野中寺彌勒菩薩像が明かす古代の真実」（「東海の古代」152号、平成25年4月）

れ、法号で法興寺ともよばれた。……

(岩波文庫『日本書紀』四、383頁・補注)

『日本書紀』に

①推古元年（593年）の是年條

始めて四天王寺を難波の荒陵に造り始めた。

②推古元年（593年）一月十五日、

仏舍利を法興寺仏塔の心礎の中に安置し、16日塔の心柱を建てた。

(講談社学術文庫『日本書紀』下、86・87頁)

この仏教建築は基壇があり礎石の上に柱を建て、五層の瓦葺の屋根や庇があり、これまでの掘立柱の上に茅（草）葺の屋根を持つ倭国の建築とは構造的にも建築材料や木材の使用方法も違いがある。当時の倭人の建築技術を持ってしては、仏教建築は出来なかったであろう。

『日本書紀』崇峻天皇元年（588年）に

百済国は……

寺院建築工太良未太・文賈古子

露盤博士の将徳・白味淳

瓦博士の麻奈文奴・陽貴文等

画工白加

をたてまつった。

(講談社学術文庫『日本書紀』下、82頁)

の技術者が百済国から来倭しているが、百済国対倭国の外交・交渉の倭国は九州王朝を指し、筑紫に来ているのであって、大和ではない。という認識が重要である。

そして2年後の崇峻三年（590年）

冬10月、山に入って寺(法興寺)の用材を伐った。

(講談社学術文庫『日本書紀』下、83頁)

と記載されている。間違いなく百済からの技術者達が法興寺を建築したのである。

さて、この百済から来た技術者集団は倭国の仏教先進地である九州王朝の筑紫にやって来たのであり、大和ではない。当時、百済と交流した倭国は九州王朝である。

中国⇒百済⇒筑紫⇒播磨⇒大和、これが仏教伝来のルートであり、難波四天王寺及び法興寺

は九州王朝の都である倭京に建立されたのである。

『日本書紀』では「法興寺は蘇我馬子が建立し、崇仏派の聖徳太子と蘇我馬子、排仏派の物部守屋の戦いの勝利の結果、聖徳太子が祈願した通りに難波四天王寺を建てた」との記述は大和こそが、仏教の先進地であり、日本列島の中心権力者とする虚構であり、大和での「排仏派對崇仏派」の戦いは九州王朝の実在を隠蔽するために、『日本書紀』編纂者が造作した。法興寺＝飛鳥寺は筑紫にあったのであり、法隆寺の移築元の寺院（別に論じる）だったので。

「漢委奴国王」について

—古代史覚書帳—

瀬戸市 林 伸禧

平成26年3月16日(日)の例会で、黄當時講演会が開催された。

黄當時氏は、光武帝から下賜された金印「漢委奴国王印」について、

- **中国古代の金印は、「授与する側＋授与される側」の二段構造である。金印の下賜は、与える側(漢)と与えられる側(委(倭)奴)の二者の直接の続関係を示すものであり、AのBのCという三段服属の関係を示さない。金印の印文は、解析が可能かどうか、意味がとれるかどうか、という予想や判断に関わりなく、「漢の委奴の国王」と二段に区切って読むしかないのである。**
- **異文化の語彙(外来語)は、異文化の語彙(外来語)の知識がなければ、正確に理解できない。**
- **「委奴」は、「ワ／わーnui」を書き記したもので、「ワヌ／わぬ」と読み、「倭一大きい)(大きな倭、偉大なる倭)を意味する、と解釈するのが正しい。**

(『悲劇の好字』*126頁)

と述べられ、「漢委奴国王印」は「漢大委國王

*1『悲劇の好字—金印「漢委奴国王」の読みと意味—』: 黄當時著、不知火書房、2013年6月20日

印」と理解すべきであると述べられた。

また、これに関して

奴は、nuiという音声情報を最も正確に伝達する文字として、当時の中国側(そして後の日本語)の聴取・記録担当者には**最高の選択肢だった**、と考えてよい。しかしながら、後置修飾語が用いられなくなると、人々は、奴(nui)の意味(大きい)・用法(後置修飾語)が理解できず、奴を字面(漢字の表意文字)のみで判断し、卑字ではではないか、卑しめの意味があるのではないかと誤解してしまった。

(『悲劇の好字』26頁)

と、述べられた。

これについて、文献を確認すると次のようであった。

(1) 日本文献

① 『法華經義疏』

『法華經義疏』第一巻題字の下二行に、

此是大委国上宮王私集非海彼本

(古田武彦著『古代は沈黙せず』86頁・写真)

と「大委国」が記述されている。

なお、「委」は「倭」の略字とされているが、中国王朝が周辺国に下賜する國王印に略国名を記するのだろうか、疑問が残る。

(2) 中国文献

① 『後漢書』

東夷列伝第七十五の倭伝での冒頭に

倭在韓東南大海中 依山島爲居 凡百餘國

自武帝滅朝鮮 使譯通於漢者三十許國

國皆稱王 世世傳統 其大倭王居邪馬臺國

(中華書局版『後漢書』2820頁)

と記述されており、著書の范曄は「委奴国王」を理解していたか。

なお、「大倭王」は『後漢書』東夷列伝のみ、記述されている。

② 『三国志』

魏書烏丸鮮卑東夷伝第三十の倭人條に記述されている国々のうち、「奴」を「大」とすると次表のとおりとなる。

三国志	変換国名	三国志	変換国名
斯馬國		鬼國	
已百支國		鬼奴國	大鬼國
伊邪國		爲吾國	
都支國		邪馬國	
彌奴國	大彌國	躬臣國	
好古都國		巴厘國	
不呼國		支惟國	
姐奴國	大姐國	烏奴國	大鳥國
呼邑國		奴國	大國
對蘇國			
蘇奴國	大蘇國	狗奴國	大狗國
華奴蘇奴國	大華大蘇國		

これから、国名としては、十分理解できる国名と思われる。また、「鬼、狗、卑」も表音文字であって、本来は別の単語であれば、より理解できるとと思われる。

また、官職名「卑奴母離」は「大卑母離」となる。

③ 『隋書』

東夷列伝第四六の倭国伝の「倭国」は、「大委(倭)国」を卑下した国名と思われる。

ちなみに、列伝・志では「倭国」と記述されているが、帝紀では「倭国」が記述されており、使い分けされている。

3月例会報告

3月例会は、黄當時氏の講演会「金印『漢委奴国王』の読みと意味について」でした。その講演に対する感想を次のとおりです。

○ 黄 當時講演会を聴いて

知多郡阿久比町 竹内 強

2011年5月、本会が主催して実施した九州史跡旅行に、今回の講師の黄さんと一緒させていただきました。旅行の3日目に志賀島に行き「金印」が発見されたといわれる金印公園から海を眺めたのを思い出します。その後、福岡市博物館に行き国宝に指定されている志賀島で

見つけた「金印」をしっかりと時間をかけて見てきました。そのとき黄さんが金印に書かれている文字の読みについて自身の見解があるので後日発表したいと言っておられました。今回の講演はそのときのお話だったのです。

「漢委奴国王」の読み方については、これまでの通説（三宅米吉説）は「漢の倭の奴の国王」と三段読みがされていた。しかし、古田武彦氏は『古代は輝いていた』Iで、中国の「漢」が金印を常識的にも委の国のその下の奴国には送らない。これは「委奴国」と読まなければおかしいと論じ、では「奴」の字をどう読んだかという問題に少なくとも「な」とは読まないとされています。

今回の講演で黄さんは「奴」を「ヌ」と読まれ、その字が決して卑字ではなく大きいを著す言葉ではないかというのです。更に、この言葉の語源をポリネシア語に求めた。

源日本語の中には南からやってきた海洋民族の言葉が影響していると言うのです。この意見に私も賛成です。だからといって日本人やその言葉がすべて南のほうから来たというわけではありません。北方の人たちも大いに影響をあたえた。日本列島の中でこうした人々が交わり合っただけで日本人が出来上り、日本語もできてきたと思うのです。

今回の黄さんの講演は、氏の専門である中国語と日本語の関わり、言葉の成り立ちについてかなり専門的に話されたので私などはついて行くのに四苦八苦してしまいましたが、後日著作を読みながら理解を深めています。

○ 黄 当時講演会を拝聴して

名古屋市 加藤勝美

平成26年3月16日(日)、本会例会に代えて黄当時佛敎大学教授の講演会が行われた。演題は「金印『漢委奴国王』の読みと意味について」である。同講演を拝聴して私は目から鱗が取れたような爽快感に包まれた。

日本歴史大事典を引くまでもなく、これまで一般的に「委奴国」は「倭の奴国」ないし「委奴国」と解されてきた。が、こうした解に私は怪訝な感じを抱いてきた。金印といえば最高の印である。それを大国漢が倭人の国々の一小国家

に下賜するもんだらうか、という素朴な疑問である。倭人の国は30国以上あった筈だから金印は30以上下賜されたと解しなければ倭の中の一國という解釈は成立しそうにない。「どこか変だぞ」という思いが拭いきれないできた。

ところが、今回の講演で黄教授は金印は一國に一個、つまり倭国ひっくるめてその大王にのみ下賜されたに相違ないと説かれた。私が「目から鱗が取れたような爽快感に包まれた」というのはこのことである。教授の根拠は明快である。「倭奴」の「奴」は「大きい」という意味で、白い山のことをフランス語で

Mont Blanc (モンブラン)

というのと同様で、後置修飾法によっているというのである。

黄説に従えば「委奴国」は「大倭国」ということになる。これは「大唐」だの「大日本」だのと同様で、いわば敬称や代表を表していることになる。

が、ここで間違えていけないのは、これが即「大和」のことと即断してはならないと思う。大倭と大和が同じとは限らない。それはまた別の議論である。げんに『旧唐書』には

日本國者 倭國之別種也 以其國在日邊 故以日本爲名 或曰 倭國自惡其名不雅 改爲日本 或云 日本舊小國 併倭國之地

(中華書局版『旧唐書』5340頁)

とあるように倭には倭国と日本国とがあったと記されている。聖徳太子(厩戸皇子)が作ったとされる憲法十七条の最初に

一曰、以和爲貴、...

(『日本書紀』推古記)

とあるように大和の表記はこれが影響している可能性もある。

こうした諸々の議論はさておき、黄教授の「委奴=大倭」説は大いに傾聴されてしかるべき慧眼と思つた次第である。

なお、黄教授は不知火書房から『悲劇の好字—漢委奴國王の読みと意味—』という書物を刊行されており、詳細を求める向きは同書によられることをお薦めしておきたい。

○ 黄 当時教授(佛教大学)の講演を聴いて

名古屋市 石田敬一

平成26年3月16日に名古屋市市政資料館で開催された佛教大学の黄 当時教授の講演“金印「漢委奴国王」の読みと意味について”を聴講しました。その感想を述べます。

黄氏は、この金印の「漢の倭の奴の国王」と三段に読む通説を批判し、「漢の委奴の国王」と宗主国と従属国の2つの国の統属関係を示した印であるとされます。私も全く同感です。

一方で、記紀に出てくる言葉で日本語では合理的に解釈できない言葉がポリネシア語であれば理解できるものがあり、その一つがカヌーであり、KAU-NUIは「大きな・カヌー」の意味に解するとされます。つまり、委奴は倭を卑しめた呼び名ではなく、大きな倭を自称したものだということです。このように海の民が用いたであろう言語や文化の知識により「委奴」を説明された説は、これまでにない新しい視点に基づいた説であるといえるでしょう。

ただ、黄氏の説は、漢から倭に金印が授けた1世紀より以前の時点で、すでに倭人は自分たちの国を「大きい倭」であると自称・自負していたことになりませんが、通常は『三国志』の大魏や大呉にならって大倭と称したとされますので、自称した契機と時点の問題が残るように思います。

いずれにしても、古代の日本社会における言語や文化は、大いに多様性があると私も考えていますので、黄氏に、今後もポリネシア語等の知識による新たな説の展開を期待します。

4 月 例 会 予 定

日 時： 4月20日（日）午後1時30分～5時
場 所： 名古屋市市政資料館（第3集会室）

名古屋市東区白壁1丁目3番地

Tel:052-953-0051

参加料：500円（会員無料）

交通機関

- ・地下鉄名城線「市役所」駅下車、東徒歩8分
- ・名鉄瀬戸線「東大手」駅下車、南徒歩5分
- ・市バス「市政資料館南」下車、北徒歩5分

駐車場

- ・名古屋市市政資料館：12台収容（無料）
- ・ウィルあいち（愛知県女性総合センター）地下駐車場：南隣、有料（30分170円）
- ・鈴木不動産コインパーク：南東角交差点の東、有料（40分200円）

今 後 の 予 定

5月例会：史跡巡りのためお休みです。

6月例会：6月8日（日）名古屋市市政資料館
例会は、**第2日曜日**です。

古田先生とその学問に興味のある方ならどなたの参加も歓迎します。また参加に際し事前連絡は不要です。遅刻・早退もかまいません。

例会での研究報告、見解発表は大歓迎です。資料を配付される場合は、「**20部**」ご用意願います。

会 員 募 集

平成26（2014）年度会員を募集します。

年会費：5,000円

特 典：・例会参加料無料（例会欠席時は、例会資料を送付）

・会報誌「東海の古代」の毎月配布

・論集（古代への碑）の配布

振込先：ゆうちょ銀行（普通口座）

・〔名前〕古田史学の会・東海 〔記号〕12110 〔番号〕12993951

・他金融機関からの振込の場合 〔店名〕二一八（読み 二イチハチ）

〔店番〕218 〔預金種目〕普通預金 〔口座番号〕1299395

※「ゆうちょ銀行口座」同士の送金は、ATMで送金される場合、振込手数料が無料となります。